



No.590
3 分間
税ミナール

令和5年5月24日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

インボイス登録件数は3月末までの累計で268万件に

株式会社東京商工リサーチが国税庁の適格請求書発行事業者サイトの公表データをもとに分析・発表した、2023年3月末の「インボイス制度の登録数動向調査」結果によりますと、当初の申請期限であった本年3月末までのインボイス制度の登録件数は、累計268万件に達しました。登録が進んだ法人に対し、これまで伸び悩んでいた個人事業主ですが、3月に法人の2倍超となる18万1032件の登録があり、累計85万6060件に達しました。経過措置の効果や取引先からの要請、業務委託契約者の登録が押し上げたものとみられます。

インボイス制度は本年10月1日に運用が開始され、2023年10月1日から登録を受けようとする事業者は、当初は2023年3月末が登録の申請期限でしたが、9月末まで期限が延長されました。2023年3月末の法人登録数は182万4807件で、2016年「経済センサス」の法人数(187万7438件)を基にした登録率は97.1%でした。ただ、単月の登録数は、2022年11月(21万713件)をピークに4ヵ月連続で前月を下回り、3月は8万2035件とピークアウトしています。

なお、2020年度時点の売上高が1000万円を超える課税事業者数(2016年「経済センサス」の同法人数205万社)との比較では、登録率は89.0%でした。課税事業者においても個人事業主の登録は急増しました。2016年「経済センサス」時点の個人事業主数(197万9019件)に基づく登録率は43.2%、うち課税事業者(110万件)に基づく登録率は77.8%となっていますので、ここにきて登録が加速した格好ですが、依然として法人と比べ登録は思うほど進んでいないようです。

個人事業主は、納税が免除されている課税売上高1000万円以下の免税事業者が多く、実数の把握が難しい、企業に雇用されない個人の業務委託契約者なども含めると個人事業主の免税事業者数は、法人数を大きく上回ります。業務委託契約者を含めた個人事業主の免税事業者から課税事業者への移行は、推計で約150万件が見込まれ、遅れていた登録件数を押し上げ始めているようです。

また、支払側にも課題が多いようです。企業を中心とした支払側は、免税事業者と取引を継続する経過措置もありますが、いずれ税負担が増えます。さらに、免税・課税と区分した請求書の管理などコスト負担も重くなります。インボイス制度開始を見据え、負担増の把握とともに免税事業者との取引中止を決定した企業が増えれば、取引を継続するために個人事業主の登録がさらに増加する可能性もあります。

国税庁によりますと、2023年3月末のインボイス登録数(人格のない社団等3348件を除く)は268万867件、一方、個人事業主の登録数は85万6060件でした。国税庁の2020年度統計年報の課税事業者数は約315万件で、法人約205万件、個人事業主約110万件ですが、課税事業者すべてが登録すると仮定した試算では、法人の登録率は89.0%、個人企業は77.8%で、全体では85.2%となります。

「インボイス制度の登録数動向」調査、2023年3月末(株式会社東京商工リサーチ) (2023年4月14日) は、こちらからご覧いただけます。

http://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197591_1527.html

